

議案第 75 号

普通地方公共団体の公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供させることの協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり協議を行うことについて、同法同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 8 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町立保育所及び幼保連携型認定こども園を津野町の住民の利用に供することについての協議